

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付けを行っています。

令和7年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

注)原則連帯保証人は必要です。

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の修学のために必要な資金	修学資金貸付額(参考・月額)一覧表(4ページ)のとおり	就学期間中	当該学校 卒業後6か月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子 ※1
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の就学、修業のために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び受験料	就学支度資金貸付限度額一覧表(4ページ)のとおり		当該学校 卒業後6か月 (小学校の場合は中学校卒業後6か月)	20年以内 専修学校(一般課程)、修業施設の場合 5年以内	無利子 ※1
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童、寡婦が扶養する子	児童(子)が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能 習得後1年	20年以内	無利子 ※1
資技能習得金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母・父・寡婦が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円 特別(12か月分を合わせて貸付) 816,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能 習得後1年	20年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
資就職支度金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童、寡婦	母・父・寡婦又は児童が就職するために必要な資金	110,000円 特別(通勤用自動車購入の場合) 340,000円 (うち230,000円を自動車購入に充当)		1年	6年以内	※2
資事業開始金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	新たに事業を開始するために必要な資金	3,580,000円 団体 5,370,000円		1年	7年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
資事業継続金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	1,790,000円		6か月	7年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
資医療介護金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療分 340,000円 特別(所得税非課税世帯等の場合) 480,000円 介護分 500,000円		医療又は介護 終了後6か月	5年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	一般 月額 114,000円 技能 月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額114,000円、合計2,736,000円を限度とする。 親が生計中心者でない、現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合は、月額76,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,368,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母又は父又は寡婦が現に居住する住宅の補修・改築、建設・購入等のために必要な資金	1,500,000円 特別(老朽等による増改築の場合等) 2,000,000円		6か月	7年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居の移転に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	児童(子)の婚姻に際し必要な資金	330,000円		6か月	5年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%

※1…親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とすれば連帯保証人が不要となる場合があります。児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。
※2…親に貸し付ける場合は、保証人有=無利子、保証人無=年1.0%。 児童に貸し付ける場合=無利子(親等を連帯保証人とする)

注)原則連帯保証人は必要です。

貸付を受けられる方

- 母子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
- 父子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父
- 寡婦福祉資金 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方(扶養している子どものない方は、前年の所得が一定額以下の方)

※修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養する児童(子)、寡婦が扶養する子も貸付を受けられます。
(就職支度資金については、子は対象から除く)